

【イギリス】 賄賂防止法案

海外立法情報課・高信 麻

*ここ数年イギリス政府は、賄賂防止法制を改定するようとの圧力を OECD などの国際機関や非政府団体から受けてきた。これは、イギリスが特に汚職の多い国と見られているからではなく、賄賂の罪を起訴した記録が極端に少ないためであった。賄賂防止法案 (Bribery Bill) は、これまでの汚職・腐敗防止法制を統合する形でまとめられ、2009 年 11 月 19 日議会上院に提出された。

イギリスにおける贈収賄

贈収賄は世界中に存在する現象であり、ビジネス、公共部門、政治等様々な次元で行われている。活動の本質から考えて、ある国における全体的な汚職・腐敗のレベルを判断するのは難しいが、世界的な NGO で、汚職に反対し汚職問題に関する監視・キャンペーンを行っているトランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International) は、アンケート調査等により世界の国々の汚職・腐敗の状況をランキング表にしている。「腐敗認識指数」(CPI: Corruption Perceptions Index) 2009 年版によると、イギリスはちょうど日本と並び、調査対象 180 カ国中 (汚職・腐敗度合の少ないほうから数えて) 17 位に位置づけられている (注 1)。

イギリスについて問題視されているのは、賄賂の罪でイギリスの会社が起訴された記録の少なさで、2009 年までにイギリスの法廷でのイギリスの会社の起訴例は 1 件のみである。また、OECD の賄賂に関するワーキンググループは、イギリスが 1997 年に署名した、通称「OECD 反賄賂条約」(OECD 国際商取引における海外公務員賄賂防止条約) の履行が同国において満足に進んでいない点を批判し、なるべく早く新しい賄賂防止法制を施行するよう勧告を繰り返してきた (注 2)。

賄賂防止法制の改革

イギリスでは、贈収賄及び贈収賄未遂の罪はコモンローに違反するものとされ、禁固刑、罰金またはその併科によって罰せられるが、現在、広く汚職を扱っている主な法律は「1889 年公共体の汚職に関する法律」、「1906 年汚職防止法」、「1916 年汚職防止法」の 3 つであり、いずれも成立年代はかなり古い。

賄賂防止に関する法制の改革は、公的生活の倫理基準に関する委員会による 1995 年の「公的生活の倫理基準に関する報告」及びその提案に遡る。その後政府と法律委員会 (法律を再検討し必要であれば改定を勧告する独立機関で、1965 年に議会により設置) の間で各種協議、勧告の応酬があり、議会の両院合同委員会がそれを吟味する等の作業が繰り返され、2009 年 3 月に賄賂防止法案草案 (draft Bribery Bill) が議会に提出された。さらに法案 Bribery Bill が、2009 年 11 月上院に提出された。

法案概要

2つの一般的罪として、贈賄と収賄を公式化している。

- ・関係する職務や活動を不適切に行わせるまたは不適切な行為に報いるために、金銭またはその他の利益を提供したり約束したりすると有罪（第1条）
- ・関係する職務や活動について不適切な行為がなされることを意図して、あるいは、本人または他人による不適切な行為の報酬として金銭またはその他の利益を要求したり、受け取ることに同意したり、または実際に受け取ると有罪（第2条）

法案はまた、海外の公務員等、公的任務を果たす者、国際機関職員等に対する贈賄を個別の罪として規定した（第6条）。商業機関が贈賄を防止できなかった場合の罪も規定する（第7条）。罰則は、最長で10年を超えない禁固刑、罰金又は両者の併科（第11条）。情報機関や軍の行動が賄賂罪に当たるとみなされる可能性があるとき、任務の適切な実行にその行動が必要だった場合、弁護されうる（第13条）。

同法案が成立すれば前述の一連の3つの法律は廃止される（附則2）。

議会特権について

法案に含まれていないが論点のひとつとなったのは、議会特権との関係である。法案は、議員の贈収賄容疑を調査する際の議会特権について明確にしていない。2003年に作成された腐敗防止法案草案（draft Corruption Bill）はこの点に関する規定を含んでいたが、議会特権に関する両院合同委員会で議論の対象となり、権利章典（1689）第9条に規定されている「議会における発言の自由」（注3）と議員を汚職で起訴することをめぐって検討がなされた（注4）。

その後2009年3月に提出された draft Bribery Bill に関する報告において合同委員会は、この複雑かつ慎重を要する問題は、将来議会特権に関する包括的な法案を作り、その一部として議論されるべきであると結論づけ、よって2009年11月の Bribery Bill 提出段階ではこの件に関して盛り込まれなかった（注5）。しかしこれを契機に、議会特権の機能と性質を明確にしようとする議論が、ある程度広がってきている。

法案は2010年2月9日上院を通過し、3月半ば現在下院で審議中である。

注（インターネット情報はすべて2010年3月19日現在である）

(1) TIのサイト <http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi_2009_table>

(2) OECDのサイトからWG報告 <<http://www.oecd.org/dataoecd/23/20/41515077.pdf>>

(3) 権利章典には、“…the freedom of speech and debates or proceedings in Parliament ought not to be impeached or questioned in any court or place out of Parliament;” とある。

(4) 議員が贈収賄罪で起訴されるような場合、議会における発言等が訴訟において証拠とされることを是とするか否か等の議論がなされている。詳細はイギリス議会サイトから合同委員会報告を参照。
<<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt200203/jtselect/jtcorr/157/15707.htm>>

(5) 詳細はイギリス議会サイトから合同委員会報告を参照。

<<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt200809/jtselect/jtbribe/115/11516.htm>>